（存続組合による特例一時金受給権者の確認等）

第八条　存続組合は、特例一時金を支給する月（以下この項において「支給月」という。）の前月において、機構から当該支給月に支給する特例一時金を受ける権利を有する者（以下「特例一時金受給権者」という。）に係る機構保存本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。

2　存続組合は、前項の機構保存本人確認情報の提供を受けるため、存続組合が必要と認める場合は、特例一時金受給権者に対し、当該特例一時金受給権者に係る個人番号又は住民票コードの報告を求めることができる。

3　存続組合は、第一項の規定により必要な事項について確認を行った場合において、特例一時金受給権者の生存の事実が確認されなかったとき（次条第一項に規定する場合を除く。）には、当該特例一時金受給権者に対し、当該特例一時金受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた特例一時金受給権者は、存続組合が定める日（以下「指定日」という。）までに、当該書類を存続組合に提出しなければならない。

（削る）

2　存続組合は、前項の者（氏若しくは名を変更した者又は転居した者に限る。）について、機構から機構保存本人確認情報の提供を受け、これらの者の氏名、生年月日、住所その他必要な事項について確認を行うものとする。

3　第六条の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（存続組合による特例年金給付受給権者の確認等）

第十条の二　存続組合は、平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（第五十六条及び第五十七条を除き、以下単に「廃止前農林共済法」という。）第二十三条第四項の規定により特例年金給付を支給する月（以下この項において「支給期月」という。）の前月において、機構から当該支給期月に支給する特例年金給付受給権者（加給年金額の対象者（平成十三年統合法附則第四十五条第三項において準用する厚生年金保険法第五十条の二第一項に規定する加給年金額の計算の基礎となる配偶者をいう。以下同じ。）がある者、特例遺族共済年金等受給権者の代表者及び特例年金給付の全額につき支給の停止を受けている者を除く。）に係る機構保存本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。

2　存続組合は、前項の機構保存本人確認情報の提供を受けるため、存続組合が必要と認める場合は、特例年金給付受給権者に対し、当該特例年金給付受給権者に係る個人番号又は住民票コードの報告を求めることができる。

3　存続組合は、第一項の規定により必要な事項について確認を行った場合において、特例年金給付受給権者の生存の事実が確認されなかったとき（次条第一項に規定する場合を除く。）には、当該特例年金給付受給権者に対し、当該特例年金給付受給権者の生存の事実について確認できる書類の提出を求めることができる。

4　前項の規定により同項に規定する書類の提出を求められた特例年金給付受給権者は、存続組合が定める日（以下「指定日」という。）までに、当該書類を存続組合に提出しなければならない。

5　平成十三年統合法附則第三十七条第六項において準用する廃止前農林共済法第四十九条第一項ただし書の規定により特例遺族共済年金の停止の解除を受けている者、平成十三年統合法附則第三十八条第七項の規定により特例退職年金の停止の解除を受けている者、平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧制度農林共済法（以下単に「廃止前旧制度農林共済法」という。）別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態にあるため特例遺族年金を受ける子若しくは孫、平成十三年統合法附則第四十二条第十項において準用する廃止前旧制度農林共済法第四十七条ただし書の規定により特例遺族年金の停止の解除を受けている者若しくは平成十三年統合法附則第四十三条第三項において準用する廃止前旧制度農林共済法第四十九条の三第三項において準用する昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法別表第一に定める一級若しくは二級の障害の状態にあるため特例通算遺族年金の支給を受ける者又は特例障害農林年金の受給権者（これらの者のうち障害の状態が固定して将来その障害の程度が増進し、又は減退することがないと存続組合が認めるものを除く。）にあっては、毎年、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（その障害が結核性疾患によるものであるときは、障害の状態に関する医師の診断書及びレントゲンフィルム。以下「障害の状態に関する診断書」という。）を存続組合に提出しなければならない。ただし、特例年金給付の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。